第二十九条　法第百四十三条第三項の国土交通省令で定める事項は、前年度の末日における令第十六条第一項に規定する輸送能力（以下この条において「輸送能力」という。）（次年度以降における輸送能力が令第十六条第二項に規定する基準以上にならないことが明らかである場合にあっては、その旨及びその理由並びに前年度の末日における輸送能力）とする。

（特定航空輸送事業者に係る指定の取消しの申出）

第三十条　法第百四十三条第四項の規定による申出は、様式第二十三による申出書一通を提出してしなければならない。

（特定航空輸送事業者の中長期的な計画の提出）

第三十一条　法第百四十四条の規定による計画の提出は、毎年度六月末日までに、様式第二十四による計画書一通により行わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに行うことが困難であるときは、国土交通大臣が当該事由を勘案して定める期限までに行わなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、法第百四十四条第一項の規定による計画（以下この項において「計画」という。）については、次の各号のいずれかに該当する者は、計画を最後に提出した日から起算して五年を超えない範囲内で特定航空輸送事業者が定める期間（以下この項において「計画期間」という。）の終期の属する年度の六月末日までに、様式第二十四による計画書一通を提出すれば足りる。

一　計画を提出する年度の前年度（以下この項において「申請前年度」という。）に係るエネルギー消費原単位を申請前年度の四年度前の年度に係るエネルギー消費原単位で除して得た割合を四乗根して得た割合及び計画を提出する年度の前々年度（以下この項において「申請前々年度」という。）に係るエネルギー消費原単位を申請前々年度の四年度前の年度に係るエネルギー消費原単位で除して得た割合を四乗根して得た割合のいずれもが九十九パーセント以下である者（計画期間の各年度の前年度に係るエネルギー消費原単位を当該各年度の四年度前の年度に係るエネルギー消費原単位で除して得た割合を四乗根して得た割合のいずれかが九十九パーセントを超える場合を除く。）

二　申請前年度に係る電気需要最適化評価原単位を申請前年度の四年度前の年度に係る電気需要最適化評価原単位で除して得た割合を四乗根して得た割合及び申請前々年度に係る電気需要最適化評価原単位を申請前々年度の四年度前の年度に係る電気需要最適化評価原単位で除して得た割合を四乗根して得た割合のいずれもが九十九パーセント以下である者（計画期間の各年度の前年度に係る電気需要最適化評価原単位を当該各年度の四年度前の年度に係る電気需要最適化評価原単位で除して得た割合を四乗根して得た割合のいずれかが九十九パーセントを超える場合を除く。）

第二十九条　法第百三十九条第三項の国土交通省令で定める事項は、前年度の末日における令第十六条第一項に規定する輸送能力（以下この条において「輸送能力」という。）（次年度以降における輸送能力が令第十六条第二項に規定する基準以上にならないことが明らかである場合にあっては、その旨及びその理由並びに前年度の末日における輸送能力）とする。

（特定航空輸送事業者に係る指定の取消しの申出）

第三十条　法第百三十九条第四項の規定による申出は、様式第二十三による申出書一通を提出してしなければならない。

（特定航空輸送事業者の中長期的な計画の提出）

第三十一条　法第百四十条の規定による計画（次項において単に「計画」という。）の提出は、毎年度六月末日までに、様式第二十四による計画書一通により行わなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、計画を提出する年度の四月一日前に終了した直近の事業年度（以下「申請前事業年度」という。）に係るエネルギーの使用に係る原単位を申請前事業年度の四事業年度前の事業年度に係るエネルギーの使用に係る原単位で除して得た割合を四乗根して得た割合及び申請前事業年度の一事業年度前の年度（以下「申請前々事業年度」という。）に係るエネルギーの使用に係る原単位を申請前々事業年度の四事業年度前の事業年度に係るエネルギーの使用に係る原単位で除して得た割合を四乗根して得た割合のいずれもが九十九パーセント以下である者は、計画を提出した日から五年を超えない範囲内で特定航空輸送事業者が定める期間の終期の属する年度の六月末日まで（以下「計画期間」という。）に、様式第二十四による計画書一通を提出すれば足りる。ただし、計画期間の各年度の四月一日前に終了した直近の事業年度に係るエネルギーの使用に係る原単位を当該年度の四事業年度前の事業年度に係るエネルギーの使用に係る原単位で除して得た割合を四乗根して得た割合が九十九パーセントを超える場合は、この限りではない。

（新設）

（新設）